

第3章 平成8年度から平成12年度の税制

—経済危機への対応としての減税—

第1節 総説

1 章の構成と位置付け

第2章に続き第3章では、平成8年度税制改正から平成12年度税制改正までの期間を検討する。第3章の構成は、以下のようになっている。

- 第1節 総説
- 第2節 所得税その1
- 第3節 所得税その2
- 第4節 法人税その1
- 第5節 法人税その2
- 第6節 消費税
- 第7節 間接税（消費税以外）
- 第8節 土地税制
- 第9節 相続税・贈与税
- 第10節 納税者番号制度及び阪神・淡路大震災対応

その主な動きを表3-1-1に示したが、第2章と同様に、次節以降に先立ちその概要を簡単にまとめておく。

この時期の税制改正議論に最も大きな影響を与えたのが、第1章でも説明した経済状況の急激な悪化であった。日本経済は平成9年秋以降、金融機関の相次ぐ破綻に続いて、6期連続でマイナス成長を記録するという極めて厳しい状態に突入する。先の第2章第1節で触れたように、それまでは景気への対処と

表 3-1-1 平成6年以降の主な税制の動き

	主な動き	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
平成6年	税制改革	特別減税 (△55兆円) 制度減税の法定 (税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ)		消費税率引上げ等の法定 (消費税率の引上げ (3%⇒4%) 中小特例措置縮減等 地方消費税創設 (1%))	・相続税の減税 ・固定資産税評価の均衡化・ 適正化 (地価公示価格の7 割評価)
平成7年		先行減税の実施 (△3.5兆円) 制度減税 +特別減税 (△20兆円) +特別減税 (△20兆円)			
平成8年					・土地譲渡課税の軽減
平成9年	(財政構造改革法成立)			消費税率引上げ等の実施 地方消費税の実施	・負担水準の均衡化を重視し た固定資産税負担の調整措 置の導入
平成10年	法人税制改革 (財政構造改革法凍結)	+特別減税 (当初分 (△20兆円) (追加分 (△20兆円))	・基本税率引下げ (法人税 37.5%⇒34.5%) (法人事業税 12%⇒11%) (実効税率 49.98%⇒46.36%) ・課税ベースの適正化		・地価税の課税停止 ・土地譲渡課税の軽減
平成11年	恒久的な減税	恒久的な減税 (△41兆円) 個人所得課税 (△41兆円) ・最高税率引下げ (65%⇒50%) ・定率減税	法人課税 (△2.5兆円) ・基本税率引下げ (法人税 34.5%⇒30%) (法人事業税 11%⇒9.6%) (実効税率 46.36%⇒40.87%)	・消費税 (国分) の福祉目的化	・有価証券取引税、取引所税 の廃止
平成12年					
平成13年			・企業組織再編成に係る税制の整備		

(出所) 税制調査会税制出資料 (平成13年11月27日)。

ともに税制のあるべき姿がある程度模索されていたが、経済の急変を受けて、こうした路線は大きく転換された。すなわち、これ以降、税制のあるべき姿といった側面からの議論は大きく後退し、まずは何よりも当面の景気対策が優先された。この結果、以下で述べるように、数多くの税目で減税や負担軽減措置が繰り返された。こうした背景を受けて本書では、この第3章の副題を「経済危機への対応としての減税」とつけている。

2 税制改正の動きと各節の概要

次に税制改正の概要と各節の内容について、簡単に説明する。まず、第3章の最大のトピックスの一つは所得税減税問題であった。先の平成6年秋の税制改革では、消費税率の引上げと引換えに3.5兆円の制度減税が実施され、加えて景気対策としての2兆円の特別減税が上乘せされた。その後景気が上向いたことに加えて、厳しい財政状況に直面し、2兆円の特別減税は平成9年に廃止された。そして、橋本内閣は「6大改革」の一環として、赤字国債の発行額を強制的に縮減させるための財政構造改革に着手する。しかし、そのさなかに経済状況が急激に悪化、景気対応と財政構造改革の狭間で苦しい財政運営を迫られる。すなわち、厳しい経済状況の下で所得税の「恒久減税」要求が強まるが、その財源としての赤字国債の発行は財政構造改革路線の撤回を意味する。それを避けたい政権中枢は、二度の所得税の特別減税実施で事態の打開を狙うが、景気は依然上向かない中で「経済失政」批判が強まり、平成10年7月の参議院議員選挙で自民党は敗北、橋本内閣は退陣する。後を継いだ小渕内閣の下で、所得税・住民税4兆円を含む総額9兆円の「恒久的減税」（恒久減税ではないが、期限は定めないこととしたため「恒久的減税」とされた。）が実施された。これによって財政構造改革路線は完全に撤回され、以降は赤字国債の大量発行が常態化する。「第2節 所得税その1」でこうした経緯を検討する。

厳しい経済状況は、ほかの税目にも大きな影響を与えた。第2章で述べたように、先の「土地税制改革」（平成3年度税制改正）で地価税が導入され、土地譲渡益課税も強化されたが、地価税は平成10年で凍結、土地譲渡益課税についても、負担軽減が相次ぎ、土地税制改革以前の姿に戻ることになった（「第8節 土地税制」）。また、「金融ビッグバン」の一環で証券税制の見直しが行われ

たが、経済危機の深まりとともに有価証券取引税や取引所税の廃止を求める声が高まり、それとの引換えとして議論されていた株式譲渡益課税の強化を待つことなく平成10年で廃止された。更に、住宅取得促進税制が新たな「住宅ローン控除」として大規模に拡張されるといった出来事もあった。これらは「第3節 所得税その2」で議論される。

景気対策の減税は法人税でも行われた。第2章で述べた平成7年度改正までの時期では、税構造改革としての法人税改革が取り残された形となり、平成8年ごろよりその抜本改革が政府税制調査会などで議論された。その結果、平成10年度税制改正で課税ベースの拡大と税率の引下げを組み合わせる約30年ぶりの法人税改革が実現する。しかし、それにも急激な経済の悪化が影響を与えることとなった。翌平成11年度税制改正では更なる企業課税改革として、事業税の外形標準課税の導入が検討されるが、景気が厳しい中でそれに対する反発は強く、見送られる一方で、「恒久的減税」の一環として法人税率が更に引き下げられる。この結果、法人税の実効税率は49.98%から2年後の平成11年度に40.87%へと大きく引き下げられた。また、これ以外にも、投資促進税制や中小企業向けの負担軽減など、様々な措置が併せて実施された。

法人税の改正はこれにとどまらなかった。景気の低迷が続く中で、企業は生き残りをかけて生産性向上を目指し、不採算部門の切り離しや他の企業との合併といった動きが本格化した。それに伴って持株会社の解禁や企業再編法制の整備がなされ、法人税制もその対応に追われ続けた。それが平成13年度税制改正における企業組織再編税制の創設や、平成14年度税制改正の連結納税制度の導入につながっていく。このように、法人税改革は平成10年度の抜本的な税制改正以降も断続的に行われたが、それらの経緯は「第4節 法人税その1」及び「第5節 法人税その2」で検討される。

一方、消費税の税率は平成9年4月から予定どおり5%に引き上げられるが、これがその年の秋以降の経済の悪化に大きな影響を与えたとの見方がある。それについては議論が分かれるところであるが、いずれにしてもこれによってその後の消費税率上げはますます難しくなった。その後、財政赤字が大きく膨れ上がったにもかかわらず、その税率は長く5%に据え置かれた。それについては「第6節 消費税」で議論する。

そのほかの大きな改正としては、ガットのパネルに議論が持ち込まれた酒税

の改正があった。ウイスキーと焼酎の税率格差が国際課税問題に発展し、その結果断続的な税制改正がなされたが、それについては、国鉄長期債務処理問題に関連したたばこ税改革や、不動産不況の影響を受けた登録免許税の改正などとともに、「第7節 間接税（消費税以外）」で検討する。

また、平成12年度税制改正で中小企業の活性化などの観点から改正機運が高まった相続税・贈与税は、「第9節 相続税・贈与税」で議論する。本書の最後で述べる「第10節 納税者番号制度及び阪神・淡路大震災対応」では、納税者番号制度の導入に関する検討経緯とともに、約6400名の人命が失われた阪神・淡路大震災への税制対応について検討する。以上が第3章の概要である。